

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第180号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成29年10月17日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
うらわ自動車教習所	代表者の氏名	高橋 一貢	矢崎 透悟